

様式第十三（第4条関係）

新事業活動に関する確認の求めに対する回答の内容の公表

1. 確認の求めを行った年月日
令和5年12月15日

2. 回答を行った年月日
令和6年1月12日

3. 新事業活動に係る事業の概要

照会者はこれまで、様々な業界の顧客に電子化ソリューションを提供してきた。今般、新サービスの提供により、収益向上を目指したいと考えている。

事業活動の内容は以下の通りである。

（1）事業実施主体

サービス提供事業者：照会者

サービス利用者：顧客

（2）事業活動の内容

建設工事の請負契約を電子契約で行うことを可能とするサービスの提供を行う。

<システム概要>

契約の締結とその記録は、以下の手順により行われる。

- ① 発注者はメールアドレス等の必要な情報を入力して、アカウントの作成を行う。
- ② 発注者は建設工事の請負契約書（以下「電子契約書」という。）のアップロードを行うとともに、受注者のメールアドレスを指定して、電子契約書にアクセスするためのURL及びパスワードを送付する。なお、電子契約書のアップロードを行った時点で、発注者はこの契約に合意したものとみなされる。
- ③ 受注者は発注者から送付されたURL及びパスワードを用いて、電子契約書にアクセスし、契約に合意する。発注者及び受注者の合意がなされた時点で、時刻認証業務認定事業者が発行するタイムスタンプが電子契約書に付される。
- ④ 電子契約書は、いつでも閲覧・印刷することが可能である。

4. 確認の求めの内容

照会者の提供するサービスが、建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第13条の4第2項に規定する技術的基準を満たしているか確認したい。

5. 確認の求めに対する回答の内容

照会者が提供するサービスについては、①建設工事の請負契約書をPDFファイルにより、閲覧・印刷することが可能であると考えられること、②時刻認証業務認定事業者が発行するタイムスタンプを当該PDFファイルに付すことにより、当該PDFファイルに記録された契約事項等が改ざんされていないことを証明することが可能であると考えられること、③ID及びパスワード等により、本人確認措置が講じられていると考えられることから、照会者が提供するサービスは、建設業法施行規則第13条の4第2項に規定する技術的基準を満たす

ものと考えられる。